

外務省との協議結果メモ（別表関係）

1 日時・場所

平成 25 年 3 月 8 日 15 時 30 分から 16 時 40 分頃まで
外務省 6 階会議室

2 出席者

(内 調) 橋場參事官、早川參事官、[REDACTED]補佐
(外務省) 大臣官房総務課 真鍋危機管理調整室長
[REDACTED]補佐
北米局日米安全保障条約課 [REDACTED]補佐
[REDACTED]事務官
国際法局条約課 [REDACTED]事務官

3 結果要旨

(別添の別表案及び外務省に対する2月27日付け当室回答に基づき協議)

(1) 総論

当方： 現在照会している特定秘密の保護に関する法律（以下「本法」という。）案第3条第1項及び別表の案では、別表各号の間での重複を避けるため、重複が生じる部分については、防衛に関する事項（同表第1号）及び公共の安全と秩序の維持に関する事項（同表第3号）から除き、事項としては外交に関する事項に該当することとしつつ、このような事項についても引き続き防衛に関する特段の秘匿の必要性の観点又はテロリズム防止等に関する特段の秘匿の必要性の観点から特定秘密に指定できるよう、第3条第1項各号の規定を修正した。貴省としては、第3条第1項及び別表をこのような構成とすることについては意見があるわけではなく、引き続き調整が必要であるのは別表第2号の文言の書き振りだけであると理解しているが、そのような理解でよいか。

先方： 第3条第1項及び別表の案についてはその通りである。

ただ、本法案全体で言えば、外交に関する事項についての指定権の問題、すなわち内閣官房が当省に協議することなく外交に関する事項を特定秘密に指定することがあり得るのかという点については引き続き調整していきたい。

適性評価についても省内で引き続き検討している。

当方： 指定権の問題については、防衛省とも調整中であり、別途協議していきたい。
適性評価については、具体的に何か問題があるのか。

先方： 現時点では省内に具体的な意見があるわけではない。

(2) 別表第2号イについて

先方： 内調案のように「交渉、協力その他の施策」としてしまうと、「施策」が個々の交渉や協力案件（例えば北朝鮮の核実験に対する制裁決議に係る交渉）と横並びのものに限定され、複数の交渉や協力案件のパッケージである外交政策（例えば安保、経済その他の分野も含めた対北朝鮮外交）が該当しなくなってしまう

しまうのではないかという点を懸念している。

当方： 施策を集合的に捉えたものも施策なのではないか。ご指摘の個々の施策のパッケージも「施策」に該当するということを示せば良いか。

先方： 「施策」に含まれるということが確保されていれば、当省案にこだわるつもりはない。

(3) 別表第2号ロについて

先方： 内調案の「主張」では、交渉の場での発言の背景その他の周辺情報（例えば、相手国政府内のどの機関が拘っているのか、相手国がどの辺りを落とし所と考えているのか等について、コーヒーブレイク中に相手国の事務方が話したことや、第3国から入手した情報など）が該当しなくなってしまう点を懸念している。

当方： ご指摘のような周辺情報はハに該当するのではないか。

先方： ハに該当するというのであれば、それでよい。

(4) 別表第2号ハについて

当方： 「情報の保護に関する条約その他の国際約束に基づき保護を必要とする情報」を規定したいとの意向であるが、このような国際約束、例えば秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「GSOMIA」という。）に基づき米国から提供された情報の中でも、特段の秘匿の必要性が認められるものもあれば、認められないものもあるという理解で良いか。

先方： GSOMIAに基づき提供される情報は、安全保障に係る情報であり、区分が秘（Confidential）であっても秘匿の必要性が相当高いものが提供されていることから、特段の秘匿の必要性があると考えている。

当方： 実務上は特定秘密に指定されるものが多くなるかもしれないが、理論上は米国から提供された秘情報であっても、外務大臣として特段の秘匿の必要性を判断した上で特定秘密に指定することになるのであるから、特段の秘匿の必要性がないと判断される場合もあり得るということではないか。もし、GSOMIA等に基づき提供された情報は自動的に特定秘密に指定されることが必要であると考えているのであれば、本法ではなく別の法律で手当してくれという話になる。

先方： 国際約束に基づき提供される情報であっても、特段の秘匿の必要性が認められない場合もあるという理解でよい。

当方： そういう理解であれば、国際約束に基づき提供された情報を重要な情報の例示として規定することを検討したい。但し、「外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する」ものに限定されることを明確にするために当方案をベースとしたい。また、貴省案では「情報の保護に関する条約」との文言を使用しているが、実際にはGSOMIA等に国会承認条約の例はなく、全て行政取締であることなどから、例示するとしてもより適切な文言を選択する必要がある。当方で一案を作成して示したいが、それでよいか。

先方： それでよい。

(5) その他

- 先方は、別表第2号ハからホに「(イ及びロに掲げるものを除く。)」という規定を置くことについては特段意見はないとのこと。
- 第3条第1項第2号の「安全保障等に著しく支障を与える」を「安全保障等に関する外交に著しく支障を与える」に変更することについては、先方は、省内確認する必要があるものの、特に問題はないと思うとのこと。
- 当方から、例えば、外交ルートで入手した情報を、外務省が第3条第1項第2号に基づき指定した上で他省庁に提供したところ、提供を受けた省庁でも同項第3号に基づき指定する必要が生じた場合にどうするかという論点については、本法の運用の問題として別途検討していきたい旨述べた。
- 先方から、本法案成立後、特別管理秘密は引き続き残るのか、廃止されるのかとの質問があったところ、当方からは、その点については今後の検討ということになる旨回答した。

(6) 今後の作業

当方から、別表の文言の意味を詰めることは必要であるものの、現在の第3条第1項及び別表の案についての内閣法制局の感触をとることが先決であるので、来週（3月11日の週）中には案を固めて内閣法制局に投げ込みたい旨説明し、週明け早々にも以下2点を外務省に照会したい旨述べた（先方了解）。

- ・ 「施策」の意味と、個々の交渉や協力を集合的に捉えたものも「施策」に含まれることを説明する資料。
- ・ 内調案をベースに国際約束に関する文言を例示した別表第2号ハの案

（以上）

別表案第2号イの「我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉、協力その他の施策」の「施策」について

「施策」とは、一般に、どこすべき対策（「広辞苑（第6版）」）をいい、各府省設置法等の法令においては、政策の推進や政策課題の解決のために講ずるべき手段という意味で用いられている。より具体的には、「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承）においては、「政策（狭義）」を「特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり」とした上で、「施策」を「（政策（狭義））の「基本的な方針」に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、「政策（狭義）」を実現するための具体的な方策や対策ととらえられるもの」としているが、現実の政策の態様は多様であることから、施策が複数の階層から成る場合など、「政策（狭義）」、「施策」、「事務事業」の三つの区分に明確に分けることが困難なこともあります。

本号の「施策」もこれと異なるところはなく、個別の外交交渉や協力案件に限らず、安全保障等に係る目的を実現するための複数の外交交渉、協力等の外交上の活動のまとまりも含まれる。

（参考）

政策評価の実施に関するガイドライン（平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承）

（抄）

1 政策の体系化

（略）

（1）「政策（狭義）」、「施策」、「事務事業」の区分

各行政機関が所掌する政策は、いわゆる「政策（狭義）」、「施策」、「事務事業」の区分に対応しており、そのレベルは様々であると考えられる。このため、政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保するためには、「政策（狭義）－施策－事務事業」などの政策体系をあらかじめ明示した上で評価を実施することが必要となる。

いわゆる「政策（狭義）」、「施策」、「事務事業」の区分については、一般に以下のような考え方で整理することができる。

「政策（狭義）」：特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり。

「施策」：上記の「基本的な方針」に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、「政策（狭義）」を実現するための具体的な方策や対策ととらえられるもの。

「事務事業」：上記の「具体的な方策や対策」を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの。

ただし、上記のような「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」の区分は、相対的なものであり、一つの「理念型」ということができる。現実の政策の態様は多様であることから、施策が複数の階層から成る場合や事務事業に相当するものが存在しない場合、一つの施策や事務事業が複数の政策体系に属する場合など、三つの区分に明確に分けることが困難なこともあります。

別表第2号ハの修文案

(別表)

二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ ロ (略)

ハ 外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する情報であつて、条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報(イ及びロに掲げるものを除く。)

二・ホ (略)

(参考)

【「条約その他の国際約束に基づき」の例】

○独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第二百三十六号) (抄)

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三 (略)

四 国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であつて、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興に協力することを目的とするもの(以下この号及び第四十二条第二項第三号において「国民等の協力活動」という。)を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

イ (略)

ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。

ハ・ニ (略)

五～九 (略)

2・3 (略)

【「保護が必要な」の例】

○環境基本法(平成五年法律第九十一号) (抄)

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第二十一条 国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

一～三 (略)

四 採捕、損傷その他の行為であつて、保護が必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに關し、その支障を防止するために必要な規制の措置

五 (略)

2 (略)

【「必要な情報」の例】

○子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号) (抄)

(市町村によるあっせん及び要請)

第四十二条 市町村は、特定教育・保育施設に関し必要な情報の提供を行うとともに、支給認定保護者から求めがあった場合その他必要と認められる場合には、特定教育・保育施設を利用しようとする支給認定子どもに係る支給認定保護者の教育・保育に係る希望、当該支給認定子どもの養育の状況、当該支給認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該支給認定子どもが適切に特定教育・保育施設を利用できるよう、相談に応じ、必要な助言又は特定教育・保育施設の利用についてのあっせんを行うとともに、必要に応じて、特定教育・保育施設の設置者に対し、当該支給認定子どもの利用の要請を行うものとする。

2 (略)

別表第3号口の修文案

(別表)

- 三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの。(前号イ又はロに掲げるものを除く。)
- イ (略)
- ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する情報であつて、外国の行政機関又は国際機関から得た情報その他の重要な情報(前号ハに掲げるものを除く。)
- ハ・二 (略)

(参考)

【「外国の行政機関」の例】

○電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)

(電波利用料の徴収等)

第百三条の二 (略)

2・3 (略)

4 この条及び次条において「電波利用料」とは、次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用(同条において「電波利用共益費用」という。)の財源に充てるために免許人等、第十項の特定免許等不要局を開設した者又は第十一項の表示者が納付すべき金銭をいう。

一・二 (略)

三 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整並びに試験及びその結果の分析

四～十一 (略)

5～42 (略)

○警察庁組織令(昭和二十九年政令第百八十号)(抄)

(国際課)

第十二条 国際課においては、次の事務をつかさどる。

一 (略)

二 所管行政に係る国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に關すること(他局の所掌に属するものを除く。)。

三 (略)

○法務省組織令(平成十二年政令第二百四十八号) (抄)

(秘書課の所掌事務)

第十四条 秘書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十九 (略)

二十 法務省の所掌事務に係る国際関係事務に関する国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関すること。

二十一～二十三 (略)

【「国際機関」の例】

○公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号) (抄)

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ・ロ (略)

ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めるこ^トにつき相当の理由がある情報

二 (略)

二～五 (略)

2・3 (略)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年3月13日 13:58

宛先:

添付ファイル: 130314 別表 原案と修正案.pdf (255 KB)

防衛省 [REDACTED] 様

お世話になっています。

法案別表について、先日、照会させて頂いた案に対する貴省及び外務省からの意見を踏まえ、添付の表の黄マーク一部のとおり再修正したいと考えておりますので、ご査収ください（外務省及び警察庁には照会中）。

* * * * *

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

* * * * *

特別秘密の件に関する法律第3条第1項及び別表の様式と修正案 現行案

(特別秘密の指定)

第三条 行政機関についての次の各号に掲げる事項であつて、公になつてないもののうち、当該各号に定めるもの(中略)を特別秘密として指定するものとする。

- 一 別表第一号に該当する事項 その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要であるもの
- 二 別表第二号に該当する事項 その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要であるもの
- 三 別表第三号に該当する事項 その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要であるもの

(別表)

一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるものの
イ 自衛隊に関する見積り若しくは計画若しくは研究
ロ 防衛に関する見積り若しくは計画又は研究

ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力
ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
ト 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物
木 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物
類又は数量
ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
ト 防衛の用に供する暗号
チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(へに掲げるものを除く。)

二 外交に関する事項であつて、次に掲げるものの
イ 我が国が国際機関との交渉、協力その他の施策の目標又は

ハ 外交に供する暗号その他情報の伝達の用に供する暗号
チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(へに掲げるものを除く。)

二 外交に関する事項であつて、次に掲げるものの
イ 我が国が国際機関との交渉、協力その他の施策の目標又は

ハ 外交に供する暗号その他情報の伝達の用に供する暗号
チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(へに掲げるものを除く。)

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるものの
イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究
ロ 公共の安全と秩序の維持に関する重要な情報

ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力
ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他に掲げる情報の伝達の用に供する暗号
三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるものの
イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究
ロ 公共の安全と秩序の維持に関する重要な情報

(特別秘密の指定)	
第三条 行政機関の長(中略)は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であつて、公になつてないもののうち、当該各号に定めるもの(中略)を特別秘密として指定するものとする。	
一 別表第一号若しくは同号に係る同表第二号イ若しくはロ又は同表第一号ロに係る同表第三号ハ <u>若しくは同表第三号ロに該当する事項 その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの</u>	
二 別表第二号に該当する事項 その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿するため、特に必要であるもの	
三 別表第三号に該当する事項 その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿するため、特に必要であるもの	

(特別秘密の指定)	
第三条 行政機関の長(中略)は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であつて、公になつてないもののうち、当該各号に定めるもの(中略)を特別秘密として指定するものとする。	
一 別表第一号若しくは同号に係る同表第二号イ若しくはロ又は同表第一号ロに係る同表第三号ハ <u>若しくは同表第三号ロに該当する事項 その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの</u>	
二 別表第二号に該当する事項 その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿するため、特に必要であるもの	
三 別表第三号に該当する事項 その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿するため、特に必要であるもの	

(別表)	
一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるものの イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究 ロ 防衛に供する暗号その他に掲げる情報の収集整理又はその能力	
ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究 ト 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物 木 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物 類又は数量	
ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法 ト 防衛の用に供する暗号 チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法 リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法 ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(へに掲げるものを除く。)	
二 外交に関する事項であつて、次に掲げるものの イ 我が国が国際機関との交渉、協力その他の施策の目標又は	

(別表)	
一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるものの イ 我が国が国際機関との交渉、協力その他の施策の目標又は	
ロ 我が国が国際機関との交渉、協力その他の施策の目標又は	
ハ 外交に供する暗号その他情報の伝達の用に供する暗号 チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法 リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法 ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(へに掲げるものを除く。)	
二 外交に関する事項であつて、次に掲げるものの イ 我が国が国際機関との交渉、協力その他の施策の目標又は	
ロ 我が国が国際機関との交渉、協力その他の施策の目標又は	
ハ 外交に供する暗号その他情報の伝達の用に供する暗号 チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法 リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法 ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(へに掲げるものを除く。)	
三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるものの イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究 ロ 公共の安全と秩序の維持に関する重要な情報	
ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他に掲げる情報の伝達の用に供する暗号 三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるものの イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究 ロ 公共の安全と秩序の維持に関する重要な情報	
ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他に掲げる情報の伝達の用に供する暗号 三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるものの イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究 ロ 公共の安全と秩序の維持に関する重要な情報	

照会について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年3月13日 14:01

宛先:

添付ファイル: 130314 別表 原案と修正案.pdf (255 KB) ; 別表第3口号について.jtd (29 KB)

警察庁警備局警備企画課 小林様、[REDACTED]様

いつもお世話になっております。

法案別表について、1月28日に照会させて頂いた案に対する防衛省及び外務省からの意見を踏まえ、添付の表の黄マーカー部のとおり再修正したいと考えております（防衛省及び外務省には並行して照会中）。

貴庁関係では、外務省との協議により第2号ハを修正したことを踏まえ、同表第3号口も再検討し、修正したいと考えています（関係の用例もお付けした資料を併せてお送りします）。

つきましては、ショートノーティスで恐縮ですが、ご意見等あれば3月15日（金）の12時までにご回答いただきたく、よろしくお願ひします。

* * * * *

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

* * * * *

特別秘密の件に関する法律第3条第1項及び別表の1 漢と修正案

現行案

(特別秘密の指定)

第三条 行政機関の長(中略)は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であつて、公になつてないもののうち、当該各号に定めるもの(中略)を特別秘密として指定するものとする。

- 一 別表第一号に該当する事項 その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要があるもの
- 二 別表第二号に該当する事項 その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要があるもの
- 三 別表第三号に該当する事項 その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要があるもの

(別表)

一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの
イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
ロ 防衛に關し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力
防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
木 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物

ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
ト 防衛の用に供する暗号
チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(ヘに掲げるものを除く。)

二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの
イ 我が国の安全保障等に係る重要施策の方針

ロ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容
ハ 外交に關し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
木 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究
ロ 公共の安全と秩序の維持に関する特定有害活動に関する重要な情報

ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力
ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

修正案

(特別秘密の指定)

第三条 行政機関の長(中略)は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であつて、公になつてないもののうち、当該各号に定めるもの(中略)を特別秘密として指定するものとする。

一 別表第一号に係る同表第一号口に掲げるもの
若しくは同号に係る同表第二号イ若しくはロ又は同表第一号口に係る同表第二号ハ
若しくは同号に係る同表第三号口に該当する事項 その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

二 別表第二号に該当する事項 その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

三 别表第三号口に係る同表第二号イ若しくはロ、同表第三号イに係る同表第一号又は同号に係る同表第三号口に係る同表第二号ハに該当する事項 その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

(別表)

一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの(次号イ又はロに掲げるものを除く。)
イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
ロ 防衛に關し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報(次号ハ又は第三号口に掲げるものを除く。)

ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力
防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
木 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。)の種類又は数量
ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
ト 防衛の用に供する暗号

チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(ヘに掲げるものを除く。)

二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの
イ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉、協力その他の施策の目標又は当該目標を達成するための方針
ロ 我が国の安全保障等に係る外國の政府又は国際機関との交渉における当事者の主張又は交渉の過程
ハ 外交に關し収集した我が国の安全保障等に関する情報であつて、条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報(イ及びロに掲げるものを除く。)
ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
木 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号(イ及びロに掲げるものを除く。)

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの(前号イ又はロに掲げるものを除く。)
イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究
ロ 公共の安全と秩序の維持に関する特定有害活動に関する重要な情報
ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力
ニ テロリズム等緊急事態への対処その他の公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号

別表第3号口の修文案

(別表)

- 三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの（前号イ又はロに掲げるものを除く。）
イ （略）
ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する情報であつて、**国際機関又は外国の行政機関**から得た情報その他の重要な情報（前号ハに掲げるものを除く。）
ハ・二 （略）

(参考)

【「国際機関」の例】

○公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号) (抄)

（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ・ロ （略）

ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは**国際機関**との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは**国際機関**との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めるこ^トにつき相当の理由がある情報

二 （略）

二～五 （略）

2・3 （略）

【「外国の行政機関」の例】

○電波法(昭和二十五年法律第百三十一号) (抄)

（電波利用料の徴収等）

第百三条の二 （略）

2・3 （略）

4 この条及び次条において「電波利用料」とは、次に掲げる電波の適正な利用の確保に關し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用(同条において「電波利用共益費用」という。)の財源に充てるために免許人等、第十項の特定免許等不要局を開設した者又は第十一項の表示者が納付すべき金銭をいう。

一・二 （略）

三 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整並びに試験及びその結果の分析

四～十一 (略)

5～42 (略)

○警察庁組織令(昭和二十九年政令第百八十号) (抄)

(国際課)

第十二条 国際課においては、次の事務をつかさどる。

一 (略)

二 所管行政に係る国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関すること(他局の所掌に属するものを除く。)。

三 (略)

○法務省組織令(平成十二年政令第二百四十八号) (抄)

(秘書課の所掌事務)

第十四条 秘書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十九 (略)

二十 法務省の所掌事務に係る国際関係事務に関する国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関すること。

二十一～二十三 (略)

照会について

内調職員 107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年3月13日 14:03

宛先:

添付ファイル: 130314 別表 原案と修正案.pdf (255 KB) ; 130311「施策」について.jtd (23 KB) ; 別表第2ハ号について.jtd (29 KB)

外務省 [REDACTED] 様

お世話になっています。

先日の協議の際に当方で作成し、貴省に照会することとなっていました「施策」についての考え方と別表第2号ハの修文案をお送りします。

つきましては、ご意見等あれば3月15日（金）の12時までにご回答いただきたく、よろしくお願ひします。

また、同号の修正を踏まえ、同表第3号口も再検討し、修正したいと考えています。この点も含め、前回（1月28日）にお送りした別表案からの変更点を黄マーカーで示したもの（防衛省及び警察庁にも並行して紹介中）も併せてお送りしますので、ご査収ください。

* * * * *

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

* * * * *

特別秘密の件に関する法律第3条第1項及び別表の1 案と修正案 現行案

(特別秘密の指定)

第三条 行政機関の長(中略)は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であつて、公になつてないもののうち、当該各号に定めるもの(中略)を特別秘密として指定するものとする。

一 別表第一号に該当する事項 その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

二 別表第二号に該当する事項 その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

三 別表第三号に該当する事項 その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

(別表)

一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるものの

イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
ロ 防衛に關し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量

ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

ト 防衛の用に供する暗号その他口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号
チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの

の仕様、性能又は使用方法
リ 武器、弾薬、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの

の製作、検査、修理又は試験の方法

ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(へに掲げるものを除く。)

ニ 外交に関する事項であつて、次に掲げるものの

イ 我が国の安全保障等に係る重要施策の方針
ロ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容

ハ 外交に関する重要な情報

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

ミ 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるものの

イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究
ロ 公共の安全と秩序の維持に關し収集した特定有害活動に関する重要な情報

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗

(特別秘密の指定)	
第三条 行政機関の長(中略)は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であつて、公になつてないもののうち、当該各号に定めるもの(中略)を特別秘密として指定するものとする。	イ 別表第一号に係る同表第一号口に該当する事項 その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの
二 別表第二号に該当する事項 その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの	二 別表第二号に係る同表第二号口に該当する事項 その漏えいが我が国の安全保
三 别表第三号に該当する事項 その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの	三 别表第三号に係る同表第三号口に該当する事項 その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの
	(別表)

一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるものの	一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるものの(次号イ又はロに掲げるものを除く。)
イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究 ロ 防衛に關し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報	イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究 ロ 防衛に關し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報(次号ハ又は第三号ロに掲げるも
ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力	ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力
ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究 ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量	ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究 ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量(次号ハ又は第三号ロに掲げるも
ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法	ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
ト 防衛の用に供する暗号	ト 防衛の用に供する暗号
チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの	チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの
の仕様、性能又は使用方法	の仕様、性能又は使用方法
リ 武器、弾薬、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの	リ 武器、弾薬、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの
の製作、検査、修理又は試験の方法	の製作、検査、修理又は試験の方法
ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(へに掲げるものを除く。)	ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(へに掲げるものを除く。)
ニ 外交に関する事項であつて、次に掲げるものの	ニ 外交に関する事項であつて、次に掲げるものの
イ 我が国の安全保障等に係る重要施策の方針	イ 我が国の安全保障等に係る重要施策の方針
ロ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容	ロ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容
ハ 外交に関する重要な情報	ハ 外交に関する重要な情報
ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力	ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号	ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号
ミ 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるものの	ミ 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるものの
イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究 ロ 公共の安全と秩序の維持に關し収集した特定有害活動に関する重要な情報	イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究 ロ 公共の安全と秩序の維持に關し収集した特定有害活動に関する重要な情報
ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力	ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
ホ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗	ホ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗
ニ テロリズム等緊急事態への対処その他の公共の安全と秩序の維持の用に供する暗	ニ テロリズム等緊急事態への対処その他の公共の安全と秩序の維持の用に供する暗

別表案第2号イの「我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉、協力その他の施策」の「施策」について

「施策」とは、一般に、ほどこすべき対策（「広辞苑（第6版）」）をいい、各府省設置法等の法令においては、政策の推進や政策課題の解決のために講ずるべき手段という意味で用いられている。より具体的には、「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承）においては、「政策（狭義）」を「特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり」とした上で、「施策」を「（「政策（狭義）」の）「基本的な方針」に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、「政策（狭義）」を実現するための具体的な方策や対策ととらえられるもの」としているが、現実の政策の態様は多様であることから、施策が複数の階層から成る場合など、「政策（狭義）」、「施策」、「事務事業」の三つの区分に明確に分けることが困難なこともあります。

本号の「施策」もこれと異なるところはなく、個別の外交交渉や協力案件に限られず、安全保障等に係る目的を実現するための複数の外交交渉、協力等の外交上の活動のまとまりも含まれる。

（参考）

政策評価の実施に関するガイドライン（平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承） (抄)

1 政策の体系化

（略）

（1）「政策（狭義）」、「施策」、「事務事業」の区分

各行政機関が所掌する政策は、いわゆる「政策（狭義）」、「施策」、「事務事業」の区分に対応しており、そのレベルは区々であると考えられる。このため、政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保するためには、「政策（狭義）－施策－事務事業」などの政策体系をあらかじめ明示した上で評価を実施することが必要となる。

いわゆる「政策（狭義）」、「施策」、「事務事業」の区分については、一般に以下のような考え方で整理することができる。

「政策（狭義）」：特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり。

「施策」：上記の「基本的な方針」に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、「政策（狭義）」を実現するための具体的な方策や対策ととらえられるもの。

「事務事業」：上記の「具体的な方策や対策」を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの。

ただし、上記のような「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」の区分は、相対的なものであり、一つの「理念型」ということができる。現実の政策の態様は多様であることから、施策が複数の階層から成る場合や事務事業に相当するものが存在しない場合、一つの施策や事務事業が複数の政策体系に属する場合など、三つの区分に明確に分けることが困難なこともあります。

別表第2号ハの修文案

(別表)

二 外交に関する事項であって、次に掲げるもの

イ・ロ (略)

ハ 外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する情報であって、**条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報**その他の重要な情報（イ及びロに掲げるものを除く。）

二・ホ (略)

(参考)

【「条約その他の国際約束に基づき」の例】

○独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第二百三十六号) (抄)

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三 (略)

四 国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であって、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興に協力することを目的とするもの(以下この号及び第四十二条第二項第三号において「国民等の協力活動」という。)を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

イ (略)

ロ **条約その他の国際約束に基づき**、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。

ハ・ニ (略)

五～九 (略)

2・3 (略)

【「保護することが必要な」の例】

○環境基本法(平成五年法律第九十一号) (抄)

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第二十一条 国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

一～三 (略)

四 採捕、損傷その他の行為であって、**保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源**その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに關し、その支障を防止するために必要な規制の措置

五 (略)

2 (略)

【「必要な情報」の例】

○子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号) (抄)

(市町村によるあっせん及び要請)

第四十二条 市町村は、特定教育・保育施設に~~関し必要な情報~~の提供を行うとともに、支給認定保護者から求めがあった場合その他必要と認められる場合には、特定教育・保育施設を利用しようとする支給認定子どもに係る支給認定保護者の教育・保育に係る希望、当該支給認定子どもの養育の状況、当該支給認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該支給認定子どもが適切に特定教育・保育施設を利用できるよう、相談に応じ、必要な助言又は特定教育・保育施設の利用についてのあっせんを行うとともに、必要に応じて、特定教育・保育施設の設置者に対し、当該支給認定子どもの利用の要請を行うものとする。

2 (略)

御質問への回答について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年3月14日 14:39

宛先: [REDACTED]

警察庁警備局警備企画課 [REDACTED] 様

お世話になっています。御質問の件について以下のとおり回答します。

第2号口及び第3号ハの「重要な情報」に第1号口の「電波情報、画像情報」のような例示を付した方がよいとの昨年12月5日の法制局からの指摘を受け、当方としては、第3号ハでは外国の治安機関や情報機関、ICPO等から提供された情報を、第2号口では外国政府や国際機関から外交ルートにより提供された情報を念頭に、前回（1月28日）お送りした別表案では、第2号口、第3号ハとも「外国政府又は国際機関から得た情報」を例示することとしました。

一方、今回照会させて頂いている別表案では、1月28日の別表案に関する外務省との協議を受け、第2号口の「重要な情報」の例示として「条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報」を挙げることに伴い、第3号ハの規定振りについて改めて検討したところ、警察庁組織例第12条第2号等において「国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整」との文言が用いられているところであり、第3号ハの例示の規定振りとしては「国際機関又は外国の行政機関から得た情報」との、より特定した文言を用いた方が適切と判断したものです。

* * * * *

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

* * * * *

【質問】Re: 照会について

送信日時: 2013年3月14日 11:08
宛先: 内閣情報調査室

内閣情報調査室 [REDACTED] 様

大変お世話になっております。警察庁の[REDACTED]と申します。
標記の件につき、確認させていただきたいのですが、別表3の変更部分について、このような書きぶりになつたのは、どのような理由からでしょうか。
別表2について外務省から修正意見がだされ、それとのバランスをとる観点から変更されたと伺いましたが、案にあるような文言を選ばれた理由について御教示いただきたいと思います。
すでに昨日、当庁小林補佐にご説明いただいているようですが、いまいちよくわからなかつたので、再度お尋ねする次第です。ご迷惑をおかけして申し訳ありませんが、何卒よろしくお願ひいたします。

警察庁警備局警備企画課

[REDACTED]
03-3581-0141 (内線)

-----作成者: [REDACTED] > -----

宛先: [REDACTED]

送信元: [REDACTED]

日付: 2013/03/13 02:01PM

件名: 照会について

警察庁警備局警備企画課 小林様、[REDACTED] 様

いつもお世話になっております。

法案別表について、1月28日に照会させて頂いた案に対する防衛省及び外務省からの意見を踏まえ、添付の表の黄マーカー部のとおり再修正したいと考えております（防衛省及び外務省には並行して照会中）。

貴府関係では、外務省との協議により第2号ハを修正したことを踏まえ、同表第3号口も再検討し、修正したいと考えています（関係の用例もお付けした資料を併せてお送りします）。

つきましては、ショートノーティスで恐縮ですが、ご意見等あれば3月15日（金）の12時までにご回答いただきたく、よろしくお願ひします。

* * * * *

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線)

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

* * * * *

[添付ファイル "130314 別表 原案と修正案.pdf" は [REDACTED] 警察庁 によって削除されました]
[添付ファイル "別表第3号について.jtd" は [REDACTED] 警察庁 によって削除されました]

審議會了

第2号口及び第3号ハの「重要な情報」に第1号口の「電波情報、画像情報」のような例示を付した方がよいとの昨年12月5日の法制局からの指摘を受け、当方としては、第3号ハでは外国の治安機関や情報機関、ICPO等から提供された情報を、第2号口では外国政府や国際機関から外交ルートにより提供された情報を念頭に、前回（1月28日）お送りした別表案では、第2号口、第3号ハとも「外国政府又は国際機関から得た情報」を例示することとしました。

一方、今回照会させて頂いている別表案では、1月28日の別表案に関する外務省との協議を受け、第2号口の「重要な情報」の例示として「条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報」を挙げることに伴い、第3号ハの規定振りについて改めて検討したところ、警察庁組織例第12条第2号等において「国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整」との文言が用いられているところであり、第3号ハの例示の規定振りとしては「国際機関又は外国の行政機関から得た情報」との、より特定した文言を用いた方が適切と判断したものです。

回答送付

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年3月19日 14:30

宛先:

添付ファイル: T20319警察庁の質問に対する回答.jtd (22 KB)

警察庁警備局警備企画課 [REDACTED] 様

お世話になっています。

添付のとおり回答しますのでよろしくお願ひします。

* * * * *

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

* * * * *

警察庁 担当官 殿

事務連絡

平成25年3月19日

内閣情報調査室

警察庁からの質問（平成25年3月18日付け）に対する回答

標記について、貴省からの3月18日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

○ 別表第三号口について

- 「外国の行政機関」とは具体的にどのような機関を想定しているのか。また、前修正案中の「外国の政府」とはいかなる点で異なるのか。加えて、このような書き振りに変更した理由如何。

（回答）

1. 「外国の行政機関」と「外国の政府」について

今回貴庁に照会した別表案第3号口では、外国の治安機関や情報機関を念頭に「外国の行政機関」との文言を用いている。「政府」という文言が立法、行政及び司法の3機関とも含めて国の統治権の機関を総括した意味で用いられる場合（例えば国家公務員法第38条第5号等）もある（「法令用語辞典（第9次改訂版）」（学陽書房））とされており、「外国の政府」とした場合、行政機関以外の外国の公的機関も含まれ得ると考えられるところ、「外国の行政機関」とした場合には、行政機関のみであることが明確となる。

2. 別表案第3号口を変更した理由について

第2号ハ及び第3号口の「重要な情報」に第1号口の「電波情報、画像情報」のような例示を付した方がよいとの昨年12月5日の法制局からの指摘を受け、第3号口では外国の治安機関や情報機関、ICPO等から提供された情報を、第2号ハでは外国政府や国際機関から外交ルートにより提供された情報を念頭に、前回（平成25年1月28日）貴庁に照会した別表案では、第2号口、第3号ハとも「外国政府又は国際機関から得た情報」を例示することとした。

一方、今回照会した別表案では、その後の別表案に関する外務省との協議を受け、第2号ハの「重要な情報」の例示として「条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報」を挙げることに伴い、第3号口の規定振りについて改めて検討し、警察庁組織例第12条第2号等において「国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整」との文言が用いられていることや、上記1. でお答えしたことを踏まえ、第3号口の例示の規定振りとしては「国際機関又は外国の行政機関から得た情報」との文言を用いた方がより適切と判断したものである。

（以上）

【ご連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年3月26日 14:49

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室); [REDACTED]

櫻井 壮太郎(副

長官補本室) [REDACTED]
丸山 洋平(安危本室) [REDACTED]

淡路

恵介(副長官補本室); [REDACTED]

関係省庁等担当各位

いつもお世話になっております。

先日、送付した資料を本日（3月26日）、内閣法制局に持ち込みましたのでお知らせします。

今後ともよろしくお願ひします。

* * * * *

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
[REDACTED]
Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

* * * * *

平成25年3月26日

秘密保全法制 法制局持込み資料

1 別表関係

- 特定秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案

2 適性評価関係

- 契約業者に労働者派遣をする事業主への適性評価の結果の通知について（案）
- 適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限について（案）
- 契約業者の役職員等に対する不利益取扱いの禁止規定について（案）

特定秘密の保 現行案

(特別秘密の指定)

第三条 行政機関の長(中略)は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であつて、公になつていいもののうち、当該各号に定めるもの(中略)を特別秘密として指定するものとする。

一 別表第一号に該当する事項 その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

二 別表第二号に該当する事項 その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

三 別表第三号に該当する事項 その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

2~5 (略)

別表

一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるものの
イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
ロ 防衛に関する電波情報、画像情報その他の重要な情報

ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量

ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

ト 防衛の用に供する暗号 その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれら物の研究開発段階のもの仕

リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれら物の研究開発段階のもの製

ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(ヘに掲げるものを除く。)

二 外交に関する事項であつて、次に掲げるものの
イ 我が国安全保障等に係る重 要施策の方針

ロ 我が国安全保障等に係る外 国の政府又は国際機関との交渉の内 容

ハ 外交に掲げた我が国安全保障等に関する重要な情報

ニ 外交の用に供する暗号 その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(ヘに掲げるものを除く。)

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるものの
イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究

ロ 公共の安全と秩序の維持に関する重要な情報

ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号 その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

(特定秘密の指定)
第三条 行政機関の長(中略)は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であつて、公になつていいもののうち、当該各号に定めるもの(中略)を特定秘密として指定するものとする。
一 防衛に関する事項(別表第一号に該当するもの又は同表第二号イ、ロ若しくはハ(同表第一号ロに係るものに限る。)若しくは同表第三号ロ(同表第一号ロに係るものに限る。)に該当するものであつて、同表第一号イから三までのいずれかに係るものに限る。)に該当するものに著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの
二 外交に関する事項(別表第二号に該当するものに限る。)その漏えいが我が国の安全保障等に係るものに著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの
三 公共の安全と秩序の維持に関する事項(別表第三号に該当するもの又は同表第一号イ(同表第三号イに限る。)若しくは同表第二号イ、ロ若しくはハ(同表第三号ロに係るものに限る。)に該当するものであつて、同表第三号イから三までのいずれかに係るものに限る。)その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの
2~5 (略)

別表

一 防衛に関する事項であるが、次に掲げるものの(次号イ、ロ若しくはハ(本号ロに係るものに限る。)又
は第3号ロに係るものに限る。)に掲げるものを除く。
イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
ロ 防衛に関する電波情報、画像情報その他の重要な情報
ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力
ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物、船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。)の種
類又は数量
ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
ト 防衛の用に供する暗号
チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれら物の研究開発段階のもの仕
様、性能又は使用方法
リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれら物の研究開発段階のもの製
作、検査、修理又は試験の方法
ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(ヘに掲げるものを除く。)

二 外交に関する事項であるが、次に掲げるものの
イ 我が国安全保障等に係る外 国の政府又は国際機関との交渉、協力その他の施策の目標又
は当該目標を達成するための方策
ロ 我が国安全保障等に係る外 国の政府又は国際機関との交渉における当事者の主張又は交
渉の過程
ハ 外交に掲げた我が国安全保障等に関する情報であつて、条約その他の国際約束に基
づき保護することが必要な情報その他の重要な情報(イ及びロに掲げるものを除く。)
ニ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号(イ及びロに掲げるものを
除く。)

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるものの(第一号イ(本号イに係るものに
限る。)又は前号イ、ロ若しくはハ(本号ロに係るものに限る。)に掲げるものを除く。)
イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究
ロ 公共の安全と秩序の維持に對処するための計画又は研究
ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力
ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号 その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号
ニ テロリズム等緊急事態への対処その他の公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号

13/03/26内調内検討済み

平成25年3月26日
内閣情報調査室

契約業者に労働者派遣をする事業主への適性評価の結果の通知について（案）

契約業者が特定秘密に係る物件の製造又は労務の提供を行うに当たり、自ら雇用する者のみならず、派遣労働者に従事させ、特定秘密を取り扱わせる場合があり得るが、この場合、当該派遣労働者は「その他の従業者」に該当し、契約業者の役職員等として、適性評価が実施されることとなる。そして、当該派遣労働者が、適性評価の実施について同意をしなかったり、又は適性評価により適性を有しないと認められた場合、労働者派遣契約が派遣労働者に特定秘密を取り扱わせることを内容としているときには、契約業者は当該派遣労働者を労働者派遣する事業主（以下「派遣元事業主」という。）に対し、派遣労働者の交代を求めることが想定される。この際、契約業者としては、当該派遣労働者が、労働者派遣契約において派遣労働者が従事する業務の内容として予定していた特定秘密に係る物件の製造又は労務の提供を行うことができないことを明らかにするため、派遣元事業主に対し、当該派遣労働者が適性評価の実施について同意をしなかったり、又は適性評価により適性を有しないと認められたこと（以下「適性を有しないこと等」という。）を通知することが必要となる。

ところで、本法は、第10条において準用する第7条第6項の規定により、契約業者に対しても、適性評価を実施した行政機関の長が適性評価の結果を通知することとされているが、派遣元事業主には通知することとはされていない。これは、契約業者が適性を有すると認められた役職員等に特定秘密の取扱いを行わせるという契約上の義務を負っており、適性を有する者を把握していなければ適切な判断ができないため、契約業者は適性評価の結果を通知する必要があるとする一方で、派遣元事業主については、自らの指揮命令の下で特定秘密を取り扱うことではないことから、必ずしも自らが雇用する派遣労働者の適性評価の結果を知る必要がないと考えられるためである。

しかしながら、上記のとおり、契約業者が派遣労働者の交代を求める場合には、当該派遣労働者が適性を有しないこと等を明らかにする必要があるところ、本法第11条第2項において契約業者の役職員等の個人情報の利用・提供を制限することとしていることから、本法の明文で規定を設けないと、こうした情報の提供自体もできないと解されるおそれがあり、特定秘密を取り扱わせないために派遣労働者の交代を求めることが自体も困難となりかねない。

したがって、契約業者は、適性を有しないこと等に該当する派遣労働者が、特定秘密を取り扱うことのないよう措置を講じるため必要な場合には、適性を有しないこと等といった個人情報を派遣元事業主に通知できることを本法に明確に規定することとする。

【条文イメージ】

（契約業者の役職員等に係る適性評価）

第十条 第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項中「行政機関の長は、」とあるのは「行政機関の長は、契約業者の役職員等が第四項の規定による同意をしなかったときは、その旨を契約業者に対し、」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」と、第七条第六項中「通知しなければならない。」

とあるのは「通知しなければならない。この場合において、通知を受けた契約業者は、その指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この項において同じ。）が特定秘密を取り扱うことのないよう措置を講じるため必要があるときは、当該派遣労働者について通知された内容を当該派遣労働者を労働者派遣（同法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。）をする事業主に対し通知することができる。」と、同条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第四項第一号」と、第八条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第十条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、それぞれ読み替えるものとする。

【読み替え後の条文イメージ】

第七条 (略)

2～5 (略)

6 行政機関の長は、契約業者の役職員等が第四項の規定による同意をしなかったときは、その旨を契約業者に対し、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を契約業者及び評価対象者に対し通知しなければならない。この場合において、通知を受けた契約業者は、その指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この項において同じ。）が特定秘密を取り扱うことのないよう措置を講じるため必要があるときは、当該派遣労働者について通知された内容を当該派遣労働者を労働者派遣（同法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。）をする事業主に対し通知することができる。

7～9 (略)

【参照条文】

・「その指揮命令の下に労働する派遣労働者」の例

○公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）（抄）

（不利益取扱いの禁止）

第五条 (略)

2 前条に規定するもののほか、第二条第一項第二号に掲げる事業者は、その指揮命令の下に労働する派遣労働者である公益通報者が第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、当該公益通報者に係る労働者派遣をする事業者に派遣労働者の交代を求めることその他不利益な取扱いをしてはならない。

・「措置を…必要があるときは」の例

○河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）（抄）

（洪水時等における緊急措置）

第二十二条 (略)

2 河川管理者は、前項に規定する措置をとるため緊急の必要があるときは、その附近に居住する者又はその現場にある者を当該業務に従事させることができる。

3～6 (略)

○財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)(抄)

(財政融資資金の運用)

第十条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、財政融資資金は、特別会計に関する法律第六十六条
第一項 各号に掲げる措置をとる必要があるときは、同項第一号に規定する信託の
受益権又は同項第二号に規定する資産対応証券に運用することができる。

・「措置を講じる」の例

○発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)(抄)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会
生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うこと
が特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じる
ものとする。

2～4 (略)

○牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成十五年法律第七十
二号)(抄)

(牛個体識別台帳の正確な記録を確保するための措置)

第五条 農林水産大臣は、牛個体識別台帳に記録の漏れ又は誤りがあることを知った
ときは、第八条及び第十一条から第十三条までの規定による届出をすべき者に対する
届出の催告その他牛個体識別台帳の正確な記録を確保するため必要な措置を講じる
ものとする。

2 (略)

・「通知された内容」の例

○薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)(抄)

(免許の取消し等)

第八条 (略)

2～17 (略)

18 第六項の規定により意見の聴取を行う場合における第七項において読み替えて
準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十二項の規定により弁明の聴取を行
う場合における第十三項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容
に基づいたものでなければならない。

19 (略)

○医師法(昭和二十三年法律第二百一号)(抄)

第七条 (略) 医師が、第三条に該当するときは、厚生労働大臣は、その免許を取り
消す。

2～16 (略)

17 第五項の規定により意見の聴取を行う場合における第六項において読み替えて
準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十一項の規定により弁明の聴取を行
う場合における第十二項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容

13/03/26内調内検討済み

に基づいたものでなければならない。

18 (略)

13/03/26内調内検討済み

平成25年3月26日
内閣情報調査室

適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限について（案）

1 行政機関の長等の個人情報の利用・提供の制限

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第8条第1項は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを禁止しているが、その例外として、同条第2項において、例えば、「行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」には、本来の利用目的以外に保有個人情報を利用することなどが認められている。

ところで、適性評価において取得される個人情報は、通常の人事管理上保有される個人情報以外にも、精神疾患や経済的な状況といったプライバシーに深く関わるものも含んでおり、慎重な取扱いが求められるところ、上記のように例外的にせよ、目的外の利用・提供が認められるとすれば、評価対象者は適性評価の実施以外の目的のために、自らの個人情報が、例えば人事評価等において利用・提供されるのではないかといった懸念が払拭できず、適性評価の実施に当たって、また、実施後も不信感や不安感が生じるおそれがある。

そこで、本法においては、適性評価の実施目的以外の利用・提供については、行政機関個人情報保護法第8条第2項よりも、更に目的外利用・提供の範囲を制限し、適性評価において欠格条項や懲戒処分事由等に該当する疑いが生じたときに限って事由を限定列挙することとしている。

一方で、当初案では、行政機関及び都道府県警察（以下「行政機関等」という。）の職員が適性評価の実施について同意をしなかったこと又は職員について適性を有すると認めるかどうかの結果（以下「適性評価の結果等」という。）について、利用・提供を制限する規定を設けることはしていないが、行政機関等の職員が適性評価の実施に同意をしなかったことや、取得した個人情報等に基づいて適性評価が実施され、評価対象者の適性がどのように判断されたかについても、個人情報として慎重な取扱いが求められることに変わりはない。したがって、適性評価の結果等についても、その利用・提供を明確に禁止することが必要である。

そこで、個人情報の利用及び提供の制限に関する規定である第11条見出しについて、「適性評価の実施に当たって取得する個人情報」を「適性評価に関する個人情報」に修正し、本文において、適性評価により取得した個人情報だけでなく、適性評価の結果等についても利用・提供の制限の対象となることを明らかにすることとする。

なお、行政機関の長及び警察本部長（以下「行政機関の長等」という。）が、特定秘密を取り扱うこととなる職への職員の任用に際して、適性評価の結果等という個人情報を利用・提供することは、適性評価の実施目的のために行われるものであり、当然にその利用・提供が認められることから、かかる利用・提供を本法の利用・提供の禁止の例外として規定する必要はない。

【条文イメージ】

(適性評価に関する実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限)

第十一条 行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、その職員が第七条第四項若しくは第九条において準用する第七条第四項の規定による同意をしなかったこと、評価対象者について適性を有すると認めるかどうかの結果又は適性評価の実施に当たって取得する個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、当該個人情報によって識別される者が国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三十八条各号、第七十八条各号、第七十九条各号若しくは第八十二条第一項各号、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号、第四十二条各号、第四十三条各号若しくは第四十六条第一項各号又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号、第二十八条第一項各号、同条第二項各号若しくは第二十九条第一項各号のいずれかに該当する疑いが当該個人情報によって生じたときは、この限りでない。

2 契約業者等の個人情報の利用・提供の制限

(1) 利用・提供の禁止の趣旨

契約業者がその役職員等に特定秘密を取り扱わせるためには、当該役職員等が適性を有すると認められたかどうかについて契約業者自身が把握しておく必要があることから、当該役職員等に対する適性評価を実施した行政機関の長は、契約業者の役職員等の適性評価の結果等を、評価対象者のみならず、契約業者に対しても通知することとしている。

上記1のとおり、適性評価に関する調査が、精神疾患や経済的な状況といったプライバシーに深く関わるものも含む個人情報を取得して行われるものである以上、契約業者の役職員等が適性評価の実施に同意をしなかったことや、適性評価による適性の判断結果についても、個人情報として慎重な取扱いを行うことが必要であり、第11条第2項において、適性評価の結果等を利用・提供することを原則として禁止する規定を設けることとする。

(2) 契約業者の利用・提供

上記(1)のとおり適性評価の結果等を利用・提供することを禁止するとしても、契約業者は、適性を有すると認められた役職員等のみに特定秘密を取り扱わせるという義務を行政機関との契約上負っており、この義務を契約業者が履行するため、適性評価の結果等を利用・提供することが必要となる場合がある。

具体的には、利用については、例えば、契約業者が適性を有すると認められた役職員等のみを特定秘密を取り扱わせる職に配置したり、適性を有しないと認められた役職員等を特定秘密を取り扱うことのないよう配置転換等の措置を講じるため、適性評価の結果等を自ら利用することが想定される。

また、提供については、例えば、契約業者が、特定秘密を取り扱うこととなる行政機関との他の契約に当たり、その役職員等が適性を有していることを行政機関に明らかにするために適性評価の結果等を行政機関の求めに応じて提供することや、

契約業者に労働者派遣された派遣労働者について、契約業者に労働者派遣する事業主（以下「派遣元事業主」という。）に対し、適性を有しない派遣労働者の交代を求める場合に、当該派遣労働者が適性を有しないことを提供することなどが想定される。

これらの利用・提供については、適性評価の実施に伴うものとして当然に予定されるものであり、「適性を有すると認められた者のみに特定秘密を取り扱わせる目的」であると言えることから、当該目的のために、適性評価の結果等を利用・提供することを個人情報の利用・提供の禁止の例外として規定することとする。

(3) 派遣元事業主の利用・提供

(2)のとおり、派遣元事業主は、契約業者から適性評価の結果等が提供されることから、派遣元事業主についても、第11条第2項において、個人情報を利用・提供することを原則として禁止する必要がある。

一方で、例えば、派遣元事業主が契約業者と締結した労働者派遣契約が、特定秘密を取り扱う業務に派遣労働者を従事させることを内容とする場合、当該派遣元事業主は、過去に適性を有すると認められた派遣労働者のみを派遣するために、適性評価の結果等について自ら利用する場合が想定されるほか、適性評価の結果等を適性評価を実施する行政機関の長に情報提供することも想定される。

このような派遣元事業主の適性評価の結果等の利用・提供についても、適性評価の実施に伴うものとして当然に予定されているものであり、「適性を有すると認められた者のみに特定秘密を取り扱わせる目的」であると言えることから、当該目的のために、適性評価の結果等を利用・提供することを個人情報の利用・提供の禁止の例外として規定することとする。

【条文イメージ】

第十一条 (略)

2 契約業者及び契約業者に労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。）をする事業主は、第七条第四項各号に定める要件に該当するもののみに特定秘密を取り扱わせる目的以外の目的のために、第十条において読み替えて準用する第七条第六項の規定により通知された内容を、自ら利用し、又は提供してはならない。

【参照条文】

・「目的以外の目的のために…利用し、又は提供してはならない」の例

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（適用実態調査情報の利用等）

第七百五十九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項の規定により適用実態調査情報等の提供を受けた総務大臣は、前条第一項の報告書を作成する目的以外の目的のために、当該適用実態調査情報等を自ら利用し、又は提供してはならない。

○消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）（抄）

（適格消費者団体への協力等）

13/03/26内調内検討済み

第四十条 (略)

- 2 前項の規定により情報の提供を受けた適格消費者団体は、当該情報を当該差止請求権の適切な行使の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等）

第四十三条 (略)

- 2 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

13/03/26内調内検討済み

平成25年3月26日
内閣情報調査室

契約業者の役職員等に対する不利益取扱いの禁止規定について（案）

1 解雇等に関する法律・判例の現状

(1) 労働者の解雇について、労働契約法（平成19年法律第128号）第16条は、「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする」と規定しており、判例も、解雇当時担当していた業務については不十分にしか遂行できない場合でも、他の職務への配転や降格を考慮したかどうか（東京地判平13・8・10）など、一定の解雇回避努力が必要であるとしている。

したがって、行政機関との契約に基づき特定秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者（以下「契約業者」という。）の職員が適性評価の実施について同意をしなかつたこと又は適性評価により適性を有しないと認められたこと（以下「適性を有しないこと等」という。）のみを理由として、他に取り得べき手段の存否等（降格、関連企業への出向等）を考慮せずに契約業者が職員を解雇することは許されないと考えられる。

(2) 降格について、判例は、業務上・組織上の必要性の有無及びその程度、能力・適性の欠如等の労働者側における帰責性の有無及びその程度等を総合的に考慮して判断し、それが社会通念上著しく妥当性を欠く場合には、人事権の濫用に当たるとしている（東京地判平7・12・4）。

したがって、契約業者の職員が適性を有しないこと等のみを理由として、他に特定秘密を取り扱わない同格の職があるにもかかわらず、契約業者が同人に対し、降格処分を行うことは許されないと考えられる。

(3) 配置転換について、判例は、業務上の必要性が存しない場合又は業務上の必要性が存する場合であっても、他の不法な動機・目的をもってなされたものであるとき若しくは労働者に対し通常甘受すべき程度を著しく越える不利益を負わせるものであるときには権利濫用になるとしている（最判昭61・7・14）。

したがって、契約業者の職員が適性を有しないこと等のみを理由として、例えば、契約業者が同人に対し、草むしりに従事させる配置転換を行うなどすることは許されないと考えられる。

(4) その他の不利益な取扱い^{1*}としては、懲戒処分、事実上の不利益な取扱いが考えられるところ、懲戒処分について、労働契約法第15条は「使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、当該懲戒は、無効とする。」と規定しており、判例は、行為の結果（企業秩序に対する悪影響があったか）や労働者側の情状（これまでの処分や非違行為歴等）等を考慮して（最判昭58・9・16）、懲戒権の限界を判断している。したがって、契約業者の職員の責めに帰すべき個別具体的な職務上の義務違反や非行等がないにもかかわらず、同人が適性を有しないこと等を理由として、契約業者が同人に対し懲戒処分を行うことは許されないと考えられ

1* 不利益な取扱いとして、以下のものがある。

- ① 従業員としての地位の得喪に関する不利益取扱い（解雇、退職願の提出の強要等）
- ② 人事上の不利益取扱いであって、労働者に対する不利益な配転、出向、転籍、長期出張等の命令
- ③ 経済的待遇上の不利益取扱い（諸手当、福利厚生給付等における不利益取扱い、残業をさせないこと）
- ④ その他（等級・賃金は同じでも評価の低い職場や仕事に配置する、仕事をまわさない、雑作業をさせる等）

る。

他方、事実上の不利益な取扱いについては、当該取扱いが刑法等に抵触するものでない限り、これを直接に規制する法律はなく、契約業者の職員が適性を有しないこと等を理由として、例えば同人の人事考課において契約業者が不当な評価を行うおそれがないとは言えない状況にある。

2 解雇等を含む全ての不利益取扱いを禁止する規定を置くことについて

労働者が外部に一定の事項を通報したり、援助を求めたりした場合に、そのことを理由として不利益な取扱いを禁止するものとして、公益通報者保護法、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律等があるが、これら法律に規定する通報等の事実は、民法第1条第2項に規定する誠実義務に関わることがあり得るもの、当該通報等を行った者の職務遂行能力や適格性等に直接関係するものではない。しかしながら、本法の適性評価制度においては、契約業者の職員が適性を有しないこと等に該当する場合、同人は特定秘密を取り扱うことができず、適性評価は職務内容と密接に関係しており、公益通報者保護法等と同一に取り扱うことはできない。

また、現行法上、職務に関連があると考えられる特別な事由がある場合の不利益な取扱いの禁止が定められているのは、

- ・ 正当な組合活動をしたことなどを理由とする不利益取扱い（労働組合法第7条1号、3号）
- ・ 育児休業等の申出をし、または休業したことを理由とする不利益取扱いの禁止（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第10条、第16条、第16条の4）
- ・ 短時間労働者に対する差別的取扱いの禁止（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条第1項^{2*}）
- ・ 裁判員の職務を行うために休暇を取得したことを理由とする不利益取扱いの禁止（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第100条）^{3*}

があるが、これらは、労働組合活動や育児休業等を保護する特別の必要性に基づいて設けられた規定であると考えられる。

他方、契約業者の職員が適性を有しないこと等に該当する場合には、同人は特定秘密を取り扱う職務を遂行できることになることから、適性評価は当該職員が行う職務と密接に関連している。この場合、上記1のとおり、労働関係法・判例においては、一般に、適性を有しないこと等のみをもって解雇、降格、配置転換を行うことは許されないものの、例えば、特定秘密に係る物件の製造を受注する部門の専門家として採用・育成された者や特定秘密に係る物件の製造の受注を主たる業務とする契約業者に使用される者が適性を有しないと判断されたときなど一定の例外的な場合には、解雇等が許容される場合がある。

2* 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年六月十八日法律第七十六号）
(通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的取扱いの禁止)

第八条 事業主は、業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」という。）が当該事業所に雇用される通常の労働者と同一の短時間労働者（以下「職務内容同一短時間労働者」という。）であつて、当該事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているもののうち、当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されると見込まれるもの（以下「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」という。）については、短時間労働者であることを理由として、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならない。

2 (略)

3* 労働基準法第7条が、労働者の公の職務執行のために必要な時間を労働時間中に認めなければならないことを定めており、裁判員の職務を行うことは同条に規定する「公の職務執行」に含まれる。

このように、労働関係法・判例においては、適性を有しないこと等を理由に民間事業者たる契約業者が職員を解雇等することが一定の例外的な場合に許容されており、こうした解雇等まで本法において禁止するためには、上記の労働組合活動や育児休業等の保護のように、解雇等の取扱いを禁止する必要性と相当性が特に求められるものと考えられる。しかしながら、本法の適性評価制度が、契約業者の職員が適性を有しないこと等に該当する場合に特定秘密を取り扱うことを認めていない以上、上記の例のように一定の例外的な場合には解雇等も許容されるものと言わざるを得ず、かかる場合を含めて、民間事業者の解雇権等を制限することは困難であると認められる。

3 契約業者の役職員等に対する不利益取扱いの禁止規定

解雇、降格、配置転換については、上記2のとおり、適性を有しないこと等を理由として、一定の例外的な場合には解雇等も許容されることがあると言わざるを得ず、適性を有しないこと等を理由とする解雇、降格、配置転換を本法において一律に禁止することは適当ではない。一方で、適性を有しないこと等のみを理由として、他に取り得べき手段がある場合や業務上の必要性がない場合にまで解雇、降格、配置転換を行うことは、労働関係法・判例において許されず、また、このような措置は本法の適性評価制度の趣旨・目的からも必要なものとは認められない。仮にこのような取扱いが許容されるとすれば、適性評価制度の信頼性・実効性そのものに大きな疑惑が生じる。したがって、職員が適性を有しないこと等に該当する場合に、同人を特定秘密を取り扱うことのない職に配置するために行う、労働関係法・判例で許容される解雇、降格、配置転換については、「特定秘密を取り扱うことのないよう講じられる措置」として、本法の不利益な取扱いの禁止の対象から除外する一方、その他の労働関係法・判例において許されない解雇、降格、配置転換は本法で確認的に禁止することとする。

また、適性を有しないこと等を理由とする職員に対する懲戒処分については、労働関係法・判例から許されるものではなく、併せて本法において、確認的に禁止することとする。

契約業者がその職員に対し、適性を有しないこと等を理由に専ら雑務に専念させ就業環境を害したり、退職金を減額・没収するなどといった事実上の不利益な取扱いを行うことについては、直接に規制する法律はなく、本法において事実上の不利益な取扱いを明確に禁止しない場合には、適性を有していないこと等を口実として事実上の不利益な取扱いが行われるおそれも否定できない。仮にこのようなことがあれば、当該職員の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、一方的に不利益を負わせることとなり、適性評価制度自体が理不尽なものとして、制度の信頼性・実効性そのものに大きな疑惑が生じる。したがって、本法の趣旨・目的とは何ら関係を有していない事実上の不利益な取扱いについて、本法で禁止することとする。

さらに、契約業者が自らの指揮命令の下で労働する派遣労働者の交代を求めるについては、直接の法規制はなく、本法においてこれを規制しない場合には、派遣先企業である契約業者が派遣労働者を労働者派遣する事業主（以下「派遣元事業主」という。）に対し優位な立場にいることを奇貨として、労働者派遣契約の内容にかかわらず、適性を有しないこと等のみを理由として派遣労働者の交代を求めるおそれが否定できない。仮にこのようなことがあれば、特定秘密の取扱いに關係なく、派遣労働者に不利益を負わせることとなり、適性評価制度自体が理不尽なものとして、制度の信頼性・実効性そのものに大きな疑惑が生じる。一方で、派遣労働者に特定秘密を取り扱わせることを前提としている労働者派遣契約を締結している場合についてまで、派遣労働者の交代を一律に禁止することは合理的ではない。したがって、特定秘密を取り扱うことを前提としている労働者派遣契約を締結している場合に派遣労働者の交代を求めるることは、「特定秘密を取り扱うことのないよう講じられる措置」として、本法の不利益な取扱いの禁止の

対象から除外する一方、適性を有しないこと等のみを理由として、派遣労働者の交代を求めるることは不利益な取扱いとして本法で禁止することとする。

【条文イメージ】

第十二条 契約業者の役職員等又は役職員等であった者は、適性評価の実施について第十条において準用する第七条第四項の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱い（特定秘密を取り扱うことのないよう講じられる措置を除く。）を受けない。

(注1) 「契約業者の役職員等」とは、契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。従業者には、契約業者に直接雇用される者のみならず、契約業者の指揮を受けて、当該契約業者に労務の提供を行う派遣労働者も含まれる。また、「契約業者の役職員等であった者」には、契約業者に直接雇用されていた者であって当該契約業者を退職した者や、契約業者で労務の提供を行っていた派遣労働者であって、派遣労働者の交代等により既に契約業者の指揮下には置かれていない者も含まれる。

(注2) 役員については、その解任、報酬等は、会社法（平成17年法律第86号）において関連規定が設けられている。解任については、「特定秘密を取り扱うことのないよう講じられる措置」として、本法の不利益な取扱いの禁止の対象から除かれている（会社法第329条第1項は、選任について、「役員（取締役、会計参与及び監査役をいう。（略））及び会計監査人は、株主総会の決議によって選任する」と規定し、同法第339条第1項は、解任について、「役員及び会計監査人は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができる」と規定している。）。

報酬、在職中の職務執行の対価である場合の退職慰労金については、会社法第361条第1項は、「取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める」と規定しているが、報酬等を定款又は株主総会で定めることは、本法の「特定秘密を取り扱うことのないよう講じる措置」には該当せず、適性を有しないこと等を理由として役員の報酬等を減額することは禁止される。

なお、役員に対する事実上の不利益な取扱いについても、これを直接に規制する法律はなく、職員と同様に、本法で不利益な取扱いが禁止される。

【参照条文】

・「者又は…であった者」の例

○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）（抄）

（報告）

第十五条 （略）

2 厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、特定求職者又は特定求職者であった者（以下「特定求職者等」という。）に対して、報告を求めることができる。

3 （略）

○国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十四年政令第百八十八号）（抄）

(後納保険料の納付手続等)

第三条 平成二十三年年金確保支援法附則第二条第一項の規定により後納保険料の納付の承認を受けようとする国民年金の被保険者又は被保険者であった者は、国民年金後納保険料納付申込書に、国民年金手帳を添えて、これを日本年金機構に提出しなければならない。

・「解雇その他の不利益な取扱いを受けない」の例

○消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)(抄)

(不利益取扱いの禁止)

第三十七条 何人も、第二十三条第二項若しくは第三項若しくは第二十七条第二項若しくは第四項の規定による処分に応ずる行為をしたこと又は第二十八条第一項の規定による申出をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

○運輸安全委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)(抄)

(不利益取扱いの禁止)

第三十条 何人も、第十八条第二項若しくは第三項又は第二十二条第二項若しくは第四項の規定による処分に応ずる行為をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

・「…よう…措置を講じる」の例

○発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)(抄)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 (略)

2 国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

3・4 (略)

(早期の発達支援)

第六条 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。

2・3 (略)

本法において禁止する適性を有しないこと等を理由とする不利益取扱い

想定される不利益取扱い		労働関係法・判例における取扱い	本法における取扱い
契約業者に直接雇用されている(た)者	解雇	他に取り得べき手段(降格等)がない場合等には、解雇はやむを得ないことがある(注1)が、適性を有しないこと等のみを理由とする解雇は許されない。(労働契約法第16条)	客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない解雇は本法の不利益な取扱いの禁止の対象となるが、労働関係法・判例で許容される解雇は「特定秘密を取り扱うことのないよう講じられる措置」に該当し、本法の不利益な取扱いの禁止の対象とならない。
	降格	業務上・組織上の必要性がある場合には、降格はやむを得ないことがある(注2)が、適性を有しないこと等のみを理由とする降格は許されない。(判例)	業務上・組織上の必要性がない降格は本法の不利益な取扱いの禁止の対象となるが、判例で許容される降格は「特定秘密を取り扱うことのないよう講じられる措置」に該当し、本法の不利益な取扱いの禁止の対象とならない。
	配置転換	業務上の必要性がある場合には、配置転換はやむを得ないことがあるが、適性を有しないこと等のみを理由として業務上の必要性が存しない配置転換は許されない。(判例)	業務上の必要性がない配置転換は本法の不利益な取扱いの禁止の対象となるが、判例で許容される配置転換は「特定秘密を取り扱うことのないよう講じられる措置」に該当し、本法の不利益な取扱いの禁止の対象とならない。
	懲戒処分	懲戒処分を行うことは許されない。(労働契約法第15条)	懲戒処分は「特定秘密を取り扱うことのないよう講じられる措置」に該当せず、本法で確認的に禁止される。
	事実上の不利益取扱い	直接の法規制ではなく、不利益な取扱いが禁止されるか明確でない。	左記の不利益な取扱いは「特定秘密を取り扱うことのないよう講じられる措置」に該当せず、本法で禁止される。
	退職金の減給・没収	直接の法規制ではなく、退職金の減給・没収が禁止されるか明確でない。	
契約業者に派遣されている(た)者	派遣先(契約業者)が派遣労働者の交代を求めることが禁止されるか明確でない。	適性を有しないこと等のみを理由として派遣労働者の交代を求めるることは本法の不利益な取扱いの禁止の対象となるが、特定秘密を取り扱うことを前提としている労働者派遣契約を締結している場合に交代を求めるることは「特定秘密を取り扱うことのないよう講じられる措置」に該当し、本法の不利益な取扱いの禁止の対象とならない。	
	派遣先(契約業者)における事実上の不利益取扱い	直接の法規制ではなく、不利益な取扱いが禁止されるか明確でない。	左記の不利益な取扱いは「特定秘密を取り扱うことのないよう講じられる措置」に該当せず、本法で禁止される。

派遣元における解雇	他に取り得べき手段(降格等)がない場合等には、解雇はやむを得ないことがある(注3)が、適性を有しないこと等のみを理由とする解雇は許されない。(労働契約法第16条)	客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない解雇は本法の不利益な取扱いの禁止の対象となるが、労働関係法・判例で許容される解雇は「特定秘密を取り扱うことのないよう講じられる措置」に該当し、本法の不利益な取扱いの禁止の対象とならない。
派遣元における降格	業務上・組織上の必要性がある場合には、降格はやむを得ないことがあるが、適性を有しないこと等のみを理由とする降格は許されない。	業務上・組織上の必要性がない降格は本法の不利益取扱いの禁止の対象となるが、判例で許容される降格は「特定秘密を取り扱うことのないよう講じられる措置」に該当し、本法の不利益な取扱いの禁止の対象とならない。
派遣元における配置転換	業務上の必要性がある場合には、配置転換はやむを得ないことがあるが、適性を有しないこと等のみを理由として業務上の必要性が存しない配置転換は許されない。	業務上の必要性がない配置転換は本法の不利益取扱いの禁止の対象となるが、判例で許容される配置転換は「特定秘密を取り扱うことのないよう講じられる措置」に該当し、本法の不利益な取扱いの禁止の対象とならない。
派遣元における懲戒処分	懲戒処分を行うことは許されない。(労働契約法第15条)	懲戒処分は「特定秘密を取り扱うことのないよう講じられる措置」に該当せず、本法で確認的に禁止される。
派遣元における事実上の不利益取扱い	直接の法規制ではなく、不利益な取扱いが禁止されるか明確でない。	左記の不利益な取扱いは「特定秘密を取り扱うことのないよう講じられる措置」に該当せず、本法で禁止される。
派遣元における退職金の減額・没収	直接の法規制ではなく、退職金の減額・募集が禁止されるか明確でない。	
契約業者と派遣元企業との関係	労働者派遣契約の解除	適性評価は個人に対するものであり、労働者派遣契約について規制を及ぼすことは適当でない。
契約業者と下請負業者等との関係	下請負契約の解除	適性評価は個人に対するものであり、下請負契約について規制を及ぼすことは適当でない。

(注1) 特定秘密を取り扱うこととなる職の専門家として採用・育成された者や特定秘密に係る物件の製造又は労務の提供が主たる業務である契約業者に使用される者が適性を有しないと認められた場合等が考えられる。

(注2) 適性を有すると認められた者が特定秘密を取り扱うこととなる職に昇任した後、事情変更等により、適性を有しないと認められることとなったが、同格の職は全て特定秘密を取り扱うこととなる職である場合等が考えられる。

(注3) 当該派遣元企業が特定秘密を取り扱うこととなる職に対してのみ労働者派遣を行っている場合や当該派遣労働者が特定秘密を取り扱う職の専門家として採用・育成された場合等が考えられる。

13/03/26内調内検討済み

【参考】公務員の場合

想定される不利益取扱い		労働関係法・判例における取扱い	本法における対応
公務員	免職	適性を有しないこと等を理由として免職されることはない。	国家公務員法、自衛隊法、地方公務員法の任用、免職等に関する規定を的確に運用することによって、適性を有しないこと等を理由として免職その他不利益な取扱いを受けることがないことが担保されており、本法に不利益な取扱いの禁止規定を設ける必要はない。
	降任	他に特定秘密を取り扱うことのない同格の職がない場合で、国家公務員法第58条第2項等に該当するときは、降任されることはやむを得ない。	
	配置換・転任	国家公務員法第58条第1項等に該当するときは、特定秘密を取り扱うことのない職への配置換・転任はやむを得ない。	
	昇任させないこと	上位の職が全て特定秘密を取り扱うこととなる場合に、国家公務員法第58条第1項等に該当するときは、昇任させないことはやむを得ない。	
	事実上の不利益取扱い	認められない。	